

ハツカダイコン*1 (野菜類の登録農薬も使用できる)

薬剤名	作用機構分類コード	人畜毒性	使用時期(日数)	使用回数	ベト病	白さび病(又はワツカ症)	アブラムシ類	タネバエ類	ハモグリバチ類	カブラハバチ類	コナガシ	アオムシ	ヨトウムシ	ネキリムシ類	ハイマダラノメイガ	キスジノミハムシ	コガネムシ類	ケラ
ランマンFL	21		3	3	◎	◎												
スピノエース顆水	5		14	2							◎	◎				◎		
カルホス粉	1B		*a	1				◎						◎				
ダイアジノン粒5	1B		*a	1				◎						◎			◎	◎
			*c	2												◎		
			*d	1											◎			
ネキリエースK粒	1B		*b	1									◎					
アグロスリン水	3A	劇	3	1			◎			◎	◎	◎						
フォース粒	3A	劇	*a	1												◎		
モスピラン顆溶	4A	劇	14	1			◎											
パダンSG溶	14	劇	7	1							◎							
カスケード乳	15		7	1							◎	◎		◎				
フェニックス顆水	28		7	1							◎			◎				
ブレバゾンFL5	28		1	1					◎	◎	◎	◎	◎	◎				

*1:ハツカダイコン(ラディッシュを含む)とダイコン(葉ダイコン、ダイコン菜を含む)は、使用できる農薬が異なる。ハツカダイコンには、登録作物がダイコンのみの農薬は使用できない。

*a:播種時 *b:播種時または定植時

*c:播種時及び生育期(但し収穫21日前まで) *d:生育期(但し収穫21日前まで)

ハツカダイコン